

第3回刈谷市総合計画審議会第3分科会議事録

- 日 時 令和4年8月10日（水）午前10時から午後0時5分まで
- 場 所 刈谷市役所3階 301会議室
- 出席者 佐野 真紀（分科会長）、深谷 徳子、杉浦 芳一、稲垣 敏雄、深谷 光秀、
保田 猪三郎、古山 美保
- 事務局 村口企画財政部長、高橋企画政策課長、内野課長補佐（政策推進係長兼
務）、三浦経営管理係長、野々山主査
一般社団法人地域問題研究所：河北
- 傍聴人 0名

議題

- 1 第8次刈谷市総合計画基本計画（案）について
- 2 その他

会議資料

- 【資料1】第8次刈谷市総合計画（案）序論～基本構想
- 【資料2】第8次刈谷市総合計画（案）基本計画
- 【資料3】第8次刈谷市総合計画（案）目標指標一覧
- 【資料7-3】第2回第3分科会の意見に対する修正案等
- 【資料8】議会からの意見に対する修正案等
- 【追加資料】第2回第3分科会の追加意見に対する修正案等

議事内容

事務局 定刻になりましたので、只今から第3回刈谷市総合計画審議会第3分科会を開会させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、佐野分科会長からご挨拶をいただきたいと思います。

分科会長 本日は、3回目の分科会ということで、最後の審議の場になりますので、活発なご審議のほどご協力をよろしくお願いいたします。

事務局 (資料の確認)

本日、ご都合により1名の方が欠席されています。そのため、本日の出席状況につきましては、委員8名のうち、7名の方にご出席いただきましたので、ご報告させていただきます。

続きまして、会議の公開について改めてご報告いたします。

本分科会は、審議会と同様に、原則、公開とさせていただき、会議内容をホームページへ公開するとともに、希望者が会議を傍聴できるようにしておりますので、委員の皆様にはご承知いただきますよう、お願いいたします。

それでは、これからの議事の進行を分科会長にお願いしたいと思えます。佐野分科会長、よろしくお願いいたします。

報告

第1回全分科会の意見に対する修正案等について

分科会長 ここからは私の方で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日も会議時間が長くなりそうでしたら、きりがいいところで1回休憩を入れていきたいと思えます。

なお、本日の分科会も審議に相当の時間を要することが予想されます。事務局からの説明は最小限に留め、審議の時間を確保したいと思えますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただく前に、事務局から、前回までの分科会で挙がりましたご意見を踏まえた報告事項があるそうですので、説明をお願いいたします。

事務局 第2回の分科会においてお示ししました、第1回の全分科会からいた

いただきましたご意見に対する修正案のうち、他の分科会でのご意見を踏まえて再検討とさせていただいておりました点が3点ございましたので、そちらについて、再度、修正案等を提案させていただきたいと思っております。

併せて、前回、この分科会でいただきましたご意見に対する修正案等についても説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料6として、再提案させていただく、「第1回全分科会の意見に対する修正案等」について説明させていただきます。

こちらは、第1回の全分科会で挙がりましたご意見のうち、第2回の各分科会でのご意見を踏まえて、改めて修正案を提案させていただくものになります。

全部で3つあります。

1つ目は、資料2の基本計画（案）の11ページにあります、「重点戦略2：魅力ある働く場の創出」のKPIとして、原案では、製造品出荷額を設定していましたが、その妥当性について複数の分科会からご意見をいただきました。ここは、産業に関する分野になりますので、第2分科会のご意見を踏まえて、資料6の修正案等で記載のとおり、「市内総生産」を製造品出荷額の代替KPIとして設定させていただきます。

この、「市内総生産」とは、1年間に市内の経済活動によって新たに生み出された付加価値の総額で、経済規模などを把握することができます。これが、工業に特化したものではなく、全ての産業や個人の生産にかかる状況を総合的に確認することができることから、指標として適当であると考えました。

なお、KPIの変更と併せて、用語解説にも加えることも予定しております。

続いて、2つ目でございます。

2つ目は、基本計画（案）の1ページに、将来の人口を推計したグラフを掲載させていただいておりますが、そこでは2042年の人口が157,700人と示しているにも関わらず、資料1の基本構想（案）の17ページの「まちづくりの指標」では2042年の目標人口を158,000人と記載しており、違うことに違和感がある、というご意見をいただきました。このご意見を受けて、前回の資料では、グラフ中の人口を158,000人に修正すると説明いたしましたが、この分科会でのご議論やご意見を踏ま

え、グラフ中の人口は従前どおり、157,700 とし、基本構想（案）で掲げる目標人口を157,700人に改めさせていただきます。

そして、最後、3つ目でございます。

3つ目は、第1分科会からいただきました、「リカレント教育の追加」というご意見を受けて、前回、基本計画（案）の16ページ、「重点戦略4：誰もが活躍できる社会の形成」の中の、方向性2に追加する提案をさせていただきましたが、前回の分科会で、この追加場所についてご意見が挙がりました。そこで、改めて、検討しましたところ、結論から先に申し上げさせていただきますと、資料6の修正案等に記載のとおり、原案どおり、重点戦略4に追加することとさせていただきます。

この、リカレント教育とは、「いつでも学び直しができるシステム」のことであり、その目的としては、産業人材の育成という面と、人生100年時代を見据えた生涯学習支援という面があると考えております。そのうち、後者の生涯学習支援の面では、国の教育振興基本計画における「生涯学び、活躍できる環境を整える」という基本方針の下、「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」という施策があり、本市としましては、この生涯学習の観点からリカレント教育を推進していく考えであり、ひいては、その施策の推進が産業振興に結びつくものと考えております。

以上で、第1回で挙がりましたご意見に対する修正案の説明となります。

続いて、あらかじめ送付させていただきました資料7-3と本日お配りさせていただきました追加資料をお願いいたします。

こちらは、前回、この分科会でいただきましたご意見に対する修正案等になります。

資料7-3から説明させていただきます。

こちらは、第2回の際に、佐野分科会長から頂戴しましたご意見を分科会のご意見として取り扱わせていただき、そちらに対する事務局からの回答となります。

はじめに、「4-1 子育て支援」になります。基本計画の44ページをお

願います。

1つ目は、45 ページに記載の施策の内容のうち、「412 幼児教育・保育の充実」の③にある、「待機児童の解消」はどのようなことが行われるのか、というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、ご意見を踏まえ、③の説明文を「保育ニーズを踏まえながら、保育園・幼稚園の受入体制の充実に努め、待機児童の解消を図ります。」に修正します。

2つ目は、「415 支援が必要な子ども・家庭への支援」の③の説明文にある「自立促進を図ります」という文言は馴染まない、というご意見でした。分科会長にご意見の意図を確認の上、この「自立促進を図ります」という文言を削除いたします。

続いて、「4-3 地域福祉」になります。基本計画（案）の48 ページをお願いします。

1つ目は、「431 福祉の心の醸成」の②に、「福祉教育の充実を図る」という文言を加えてはどうか、というご意見でした。

これを受け、修正案に記載のとおり、説明文の「子どもの頃から」の前に「福祉教育の充実を図り、」と追記いたします。

2つ目はヤングケアラーとダブルケアラーに関する支援を入れてはどうか、というご意見でした。

ヤングケアラーについては、この後に資料8として説明させていただく、議会からの意見の中でも同様にご意見がありましたので、地域福祉ではないのですが、ページを戻っていただき、45 ページの「子育て支援」の中の「415 支援が必要な子ども・家庭への支援」の②の文章にヤングケアラーという文言を追加いたします。

しかしながら、ダブルケアラーにつきましては、追記するのではなく、今後、調査研究を進めることとさせていただきます。

資料のページをめくっていただき、3つ目は、基本計画（案）の49 ページに戻ります。「434 生活困窮者への支援」の①に「就労支援」とあるが、「包括的支援」としてはどうか、というご意見でした。

こちらにつきましては、「包括的」のほかにも、「個別的」や「継続的」などの文言が国の指針には示されている中で、支援の在り方明記するま

でもなく、当然と認識していることから、ここでは、代表的なものとして「就労支援」を記載しておりますことをご了承ください。

続いて、4 つ目は、「434 生活困窮者への支援」の②の文章を、子どもへの学習支援とその保護者への生活支援と一緒に記載するのではなく学習支援だけにした方が良い、というご意見でした。

こちらにつきましては、子どもの学習支援を実施する上で、その子どもが過ごす世帯の生活環境を整える必要があり、保護者に対する生活習慣への助言をはじめとした生活支援が必要であると考えますので、別々の項目として記載することはいたしません。

続いて、「4-4 高齢者福祉」になります。基本計画（案）の 50 ページをお願いします。

ここでは、51 ページにある、「441 高齢者の社会参加・生きがいづくり」の中に、「居場所づくり」や「地域への参加」という文言を加えてはどうか、というご意見をいただきました。

このご意見を受け、441 の②の説明文の 1 行目の途中にあります「健康を」から書き出すところで、「健康を維持しながら生きがいを持って生活できる環境づくりや、地域の中での居場所づくりを支援するとともに」に修正いたします。

最後、「4-6 防災」になります。基本計画（案）の 54 ページをお願いします。

内容としましては、地域力を高める上での一つの視点として「防災」を捉え、位置付けることはできないか、というご意見でした。

このご意見を受け、55 ページにあります、「連携・協働の考え方」の説明文の 3 行目の「市民の」から書き出す文章を、「市民の防災意識の高揚や地域防災力の強化を図り、市民や地域、自主防災組織、ボランティア団体などの各主体が連携することで、地域力を高め、災害による被害の軽減をめざします。」に修正することといたします。

続きまして、本日お配りした「追加資料」の説明をいたします。

基本計画（案）の 56 ページ、「4-7 生活安全」をお願いします。

この修正案は、57 ページの 473 市民相談の充実①に関係するものですが、まず、「市民相談は土日夜間も受け付けているのか」というご質問に対し、対応している旨を回答しています。

また、併せて「DV や女性に関する相談」を明記した方が良いのではないか、というご意見をいただきました。

これにつきまして、原案では、市民相談の内容は多岐に渡るため、あえて限定はしたくないとの意図から、相談内容を例示していませんでしたが、ここで指し示す「市民相談」がどういったものなのか読み手にとってイメージしやすくした方がよいとのご指摘をいただきましたので、473①の全文を「日常生活の問題や女性の悩みごとなどの相談内容に応じ、経験を有する相談員が適切な対応に努めるとともに、弁護士、司法書士などの専門家や、消費生活センターなどの関係機関と連携を密にし、相談体制の充実を図ります。」に修正します。

以上で、第2回で挙がりましたご意見に対する修正案の説明となります。先に説明させていただきました、資料6と併せてご確認いただきますようお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

分科会長 只今、事務局から、前回の分科会で結論が出なかった点に対する修正案の再提案と共に、第2回の分科会で挙がりました意見に対する修正案の提案がなされました。これらに関するご意見やご質問がありましたら、よろしく申し上げます。

はじめに、私から。色々と修正をしていただき、ありがとうございました。記載が詳しくなり、分かりやすくなったと思います。

その中で、資料7-3の2ページの「434 生活困窮者への支援」は、生活困窮者自立支援法の範囲にかかる、いわゆる生活保護の前の段階の方が含まれるため、ひきこもりの方も対象になります。そうすると、決して、「就労支援」だけではないので、「包括的支援」と表現した方が良いと思います。

また、生活保護の増加は、無年金の高齢者が増えていることも原因となっていますが、そういった方に対する就労支援というのは難しいのではないかと考えます。

その部分を「包括的」とすると、434②のところを「保護者に対する」のところを削除して、学習支援だけにしても良いと考えます。確かに、国の資料では、「学習支援と生活環境の改善」と書いてあるので、学習支援のみに限定するのは悩ましいですが。

いずれにしても、せめて「就労支援」を「包括的支援」にしてはどうかと考えます。

事務局 できましたら分科会でご議論いただき、それらの内容を担当課と協議したいと思います。

分科会は3回目となりますが、全体会で議論する機会がございますので、そこで対応できればと考えます。

分科会長 皆様、いかがでしょうか。

委員 就労支援という、あくまで働くことが前提となるので、それ以外の支援もあるのであれば包括的とした方が良いのではないかと思います。

分科会長 それ以外の支援もあるので、包括的支援としてはどうかという意見でした。生活困窮者イコール生活保護受給者ではないので、どういう対象をイメージするかによって表現が異なると思います。

委員 包括的支援というのが具体的に分からないのですが、どのような支援を指すのかを教えてくださいたいと思います。

分科会長 包括的支援の中には就労支援も職業訓練も入りますし、家計相談や基本的な相談支援、働く意欲を高める取組などもあります。

委員 「何々等の包括的支援」という説明を入れないと分からないのではないのでしょうか。

分科会長 包括的支援の内容が分かるようにした方が良いということですね。

事務局 施策の内容は、個別の事業を指し示すものではなく、施策の全体を包括的な取組として示している面もあります。バランスを取るという観点で、「こういったものをはじめ」という表記も検討し、次回に提案させていただきたいと思います。

分科会長 そのほか、委員の皆様、いかがでしょうか。

434②の子どもへの学習支援について、434①には子どもの学習支援と生活環境の改善は国の資料でも両方記載がありますが、子どもの学習支援はそのままで、生活改善は包括的支援に含めて、「子どもへの学習支援を通じて、学習習慣の定着や基礎学力の行動を図る」としてはいかがでしょうか。

もう一つは、後半の「生活環境の改善に向けて、保護者に対する」という表現が気になるので、「保護者とともに」、パートナーシップを發揮し、子どもの生活環境の改善を支援していくというニュアンスにすると、

指導的な雰囲気が変わるのではないかと思います。

事務局 ご指摘の趣旨は理解できました。

子どもへの学習支援と生活環境の改善は、不可分のものであるため、一体として推進する必要があると考え、表現をしています。

「保護者に対する」というのが行政からの指導というニュアンスがあるというご指摘については、表現を検討する余地はあると思いますが、担当課と調整の上で修正します。

委員 PTA や子ども会などで、保護者が役員をやりたくないから入らないという話を聞きますが、「子どもたちが何を考えているのか。何をやりたいのか」という話を聞く機会がなかなか得られていません。

子どもたちが本当に何を求めて、将来どうしたいのかということをお聴いてみたいと思っています。

分科会長 刈谷市では、市内数地区で世代間交流のモデル事業をやっていませんでしたか。

今後、その事業を発展させていく予定はあるのでしょうか。

事務局 世代間交流のモデル事業は愛知県からの委託として、長寿課が担当し、3地区ほどで進めています。コロナ禍もあってなかなか集まれない、試行錯誤しているという話は聞いています。

今後の展開については、結論として何か決まっているということはありません。

分科会長 同じ大学の先生がモデル事業にアドバイザーのような形で関わっているのですが、コロナの影響もあって、なかなか思うようにいけなかったという話は聞いています。

モデル事業が発展的に引き継がれると良いとは思いますが、いかがでしょう。

事務局 各モデル地区から、いろんなアイデアが提案され、お年寄りによる子ども達への披露や一緒に折り紙をするなどのふれあい活動などを通じて、刺激を受けるということですが、開催が難しかったということは聞いています。

分科会長 このようなモデル事業は、今後、政策的に事業として展開されることは考えられるのでしょうか。

事務局 大きな方向性としては将来的にやっていきたいということだと思いま

すが、まだまだ試行錯誤の段階と認識しています。

地域福祉において、世代間交流というのは大事な視点ですので、展開できれば良いと思います。

委員 モデル事業に取り組んだ 3 地区のうちの一つが私の地区でしたが、7 月の万燈祭に合わせて、簡単なスイカ型の万燈をお年寄りと子どもが一緒につくりました。良い取組だったと思いますが、予算は今年度までしかつかないので、来年度以降は地区で予算を付けることが求められています。

また、資格や技術を持っているお年寄り方が、「お茶菓子程度」のお礼で子どもの工作をサポートするというのは、子育て支援の側面もありますし、お年寄りにとっても地域で役に立つというのは生きがいになります。

委員 うちの地区でも老人クラブが提案して、子ども会と一緒に七夕飾りの制作と展示を通して世代間が交流したのは良かったです。

孤立した高齢者と子どもが接点を持つような取組を考えないといけないなと思っていますが、何か良いアイデアがあったら教えていただきたいです。

委員 子育て支援について、保護者は「こういうものがあつた方が良い」ものとして託児所などが出てきますが、逆に子どもの視点で見た時に「本当に託児所で良いのか」ということもあります。

大人目線の事業が多いですが、子どもにとって、してほしい事業、地域のつながりづくりにつながる事業などを、みんなの目線で考えられると良いと思います。

分科会長 子どもの権利条約などでも、子どもの意見を聞くことが求められています。子ども地域会議みたいなものを開いて、様々なアイデアや意見を集めても良いかも知れません。

事務局 資料 2 の 51 ページの「441 高齢者の社会参加・生きがいづくり」②の取組として読み取れるものと認識しています。

一方、子育て支援としては、「411 地域における子ども・子育て支援」③には多世代交流の観点での記載はないように思います。

このほかには、31 ページの「215 安心安全で地域に開かれた学校づくり」①の辺りでも、子どもという視点に関連してくると思います。

- 委員 具体的に何をやるものなのでしょうね。
- 事務局 具体的な事業は、実施計画を通して事業化します。
- 世代間交流については、33 ページの「223 青少年の健全育成」の一環として、「青少年が地域の中で多様な体験や交流活動の場を通して」というところにも紐づくと思います。
- このように複数の施策の観点から、事業化して取り組むにあたって、どこかの課が担当することになると考えます。
- 分科会長 31 ページの「215 安心安全で地域に開かれた学校づくり」にある「家庭や地域社会との連携を深め」というところは、学校教育からの視点で、コミュニティスクールや学校評議会などのイメージがあり、33 ページの「223 青少年の健全育成」の「家庭、学校、地域が連携し」という記載でもう少し範囲が大きくなると思いますが、どのようなイメージでしょうか。
- 事務局 地区長の皆様には、ご発言いただいたような様々な取組を行っていただき、大変ありがたいと思っています。
- 総合計画では、具体的な事業ではなく方向性を記載し、市だけでなく、市民や事業者の方々と一緒に同じ方向を向いてまちづくりに取り組むことが役割だと考えています。
- 施策の内容の具現化を進めるとともに、「連携・協働の考え方」というところに「市民の皆様とこのように連携したい」ということを記載しています。49 ページの連携・協働の考え方には、「地域住民が主体的に地域課題の解決に向けて取り組み、コミュニティソーシャルワーカー等がその活動を支援することにより、共に支え合う体制の構築をめざします。」ということも書いてあり、地区の皆様と協働をしながら高齢者や子どもどものこと、様々な課題を解決していきたいと考えています。
- 分科会長 地域の担い手として、直接的に関わることが求められているということでしょうか。
- 事務局 大きな目標を記載している総合計画をもとに、市民や事業者が同じ方向を向いて地域で活動していただければと考えています。
- 委員 考え方は良く理解できますが、地区レベルに落とし込むと行政は縦割りになってしまっている現状です。部署同士で横の連携をとってもらわないと、福祉などいくつも委員会をつくらされ、でも担い手は同じで、

報告書をそれぞれ作らないといけなくなってしまう。

事務局 話は戻りますが、49 ページの「434 生活困窮者への支援」②に関するご指摘を受けて、一つの案として、生活環境の改善の部分は①に入れ、②は学習支援のみにする方向で調整させていただきたいと思います。

具体的には、「子どもへの学習支援を通じて、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ります。」として、ここで止めて、後段部分は 434①に含めるという、分科会長のご意見に近いのかなと思います。

委員 生活困窮者への支援については、「包括的支援」にした方が良いという指摘がありましたが、いろんな環境、困窮の原因を取り除かないといけない、根が深い問題だと思います。

貧困が様々な事件の原因となっているのであれば、それぞれ違う家庭環境をしっかりとバックアップすることが必要だと思います。

そういう中で、子どもの学習支援を通して、保護者に対する生活習慣の改善ができるかというところ少し疑問が残ります。

生活困窮は、親が働かない、あるいは大人になったものの親のすねをかじって学校へ行かない、働かないなどという話を良く聞きます。

分科会長 貧困の再生産を予防するといった視点が重要だと思います。

委員 そうですね。生活困窮に至った状況を解決するためのサポートが必要です。働く気があれば、生活できるくらい稼げる働く場所はあると思いますが、それが続かないとか、働けないとか、人間関係とか、病気のこともあり、それができていないのでしょうか。

55 ページの「4-6 防災」について、連携とか協働という言葉は良く分かりますが、自主防災活動などにより被害を低減するため、備蓄品を揃えたり、ボランティアを集めたりする組織はありますが、実際に大きな災害が起きた時にどう動けば良いのか分かっていないと、記載があるだけで終わってしまうことが懸念されます。

分科会長 3点のご意見をいただきました。

就労支援を包括的支援にすると、かえって分かりにくいのではないかという主旨ですね。

それから、子どもへの学習支援で生活困窮が改善されるかどうか、それで良いのかということです。

さらに防災のところ、文言としては、協働・連携というのは良いけ

れど、中身がわかりにくいのではないかということでした。

生活困窮者への支援については、私が説明した方が良いですかね。

事務局 434①に関しては、先ほど来の議論のとおり、事務局としては包括的というのがわかりにくいと考え、就労支援としていたのですが、ご指摘を受け、「包括的な」と代表的な支援である「就労支援」とどちらも記載するのが適当かなと考えています。

434②に関しては、子どもに特化した話で、生活困窮にある子どもの学習環境に恵まれていないとすれば、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもたちへ学習支援を行うことは大切なことだと考えています。前段の部分で子どもへの学習支援を、後段で世帯の生活環境の改善を位置付けて、保護者の生活環境を整えることが子ども達にも好影響を与えるのではないかという観点で、当初の案には盛り込んでいました。

本日の議論の中で、①に「包括的な支援」という言葉を入れるのであれば、そこで保護者のことも含めて支援するということになるので、②は子どもの話だけに特化し、前段だけを残すのでいいのではないかと、現在は考えています。

委員 就労支援によりどれぐらいが生活困窮から脱却できたとか、子どもがそういう状況から脱却できたというのは指標を設定して具体的な施策を推進しないといけないのではないのでしょうか。

私の子どもの頃は、貧乏な家庭もあって、学校給食が唯一の栄養源だということはありませんでしたが、現在、そんな子はあまり見受けられません。離婚やひとり親という家庭はいても、それで子どもが生活に困っているというのはあまりないように感じます。

分科会長 そういう子どもは結構いると思います。

刈谷市として、生活保護世帯の比率はどのくらいなのでしょう。

事務局 すぐに数字として提供することは難しいですが、現在も取り組んでいる子どもへの学習支援の取組を継続していく方向性を示しています。

委員 子ども食堂を行うにあたり、普段食べることに苦勞している子どもがいるのか確認したのですが、ほとんどいないということでした。

子ども食堂は良いことだと思っていますが、それを必要としている人はほとんどいないようです。

委員 中部地域でもぼちぼちはいますが、それほどでもない気がします。

委員 私も何度か子ども食堂をつくってほしいと頼まれ、場所の提供、資金の提供、実際のまかないなどの検討をしました。

しかし、食べるのに困っている子どもはそんなにたくさんおらず、巷にあふれているという声を聞かないのが現状です。

分科会長 戸建てが多い地区と、賃貸住宅や市営住宅が多く建っている地区で、状況が異なると思われます。

委員 普通に生活をしている人は、生活困窮には陥らないというのが一般的な理解ですが、生活困窮者への支援は必要だと思います。

分科会長 包括的支援も、子どもへの支援も同様ですが、生活困窮の人たちがそこから脱却することが難しい理由として、経済的な理由でできないことが積み積もって、「自分はできないんだ」というふうに内在化してしまい、意欲を削ぐことになってしまうのです。

その部分を、居場所の支援、学習支援、食事の支援などを積み重ねていくことで、「駄目じゃないんだ」とか、「自分はそこにいても良いんだ」とかを思ってもらい、その上で、「将来、じゃあ、自分はこういう夢を見ても良いんだ」というところにつながっていくと思います。

委員 子どもの学習支援というのは、学校の勉強だけではなくて、そういう社会生活と捉えた方が良いですね。

分科会長 学習支援には、基礎学力の向上もありますが、教えてくれる親とか学校の先生以外の大人との関係が重要です。他の大人の姿を見せることで、「こんな大人になりたい」と思い描くモデルを増やすこと、大人を見ることが大切です。

貧困のベースというのは、正規雇用につながらないことなので、高校中退を減らすとか、高校進学を諦める人を減らすとかということの効果もあると思います。

委員 中学も出ていない小学校卒という子どもの記事が新聞に載っていましたが、そうなる社会福祉というより教育の課題ですね。

普通の勉強は得意じゃないけど、ゲームやスポーツなど、得意な分野で活躍することなどもあるのではないのでしょうか。

委員 教育基本法の原点に戻ってみると、教育の目的は人格の完成であって、勉強だけをするという話ではないですから。

分科会長 そういう多様なあり方が広がってくれれば良いですね。

時間も経ってきていますが、生活困窮者支援については、事務局からの修正提案でいかがですか。

事務局 繰り返しになりますが、生活困窮者に対しては、例えば、「就労支援など個々の状況に応じた包括的な支援を進めます。」というような意味合いのことを①で手当てをして、②は「子どもへの学習支援を通じて学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ります」というところで、後段部分を削るということでご異議がないということをご諮っていただきたいと思えます。

分科会長 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

議題

1 第8次刈谷市総合計画基本計画（案）について

分科会長 それでは、続いて、議会からの意見に対する修正案を審議の対象としますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、前回、意見の紹介に留めさせていただきました、議会からの意見に対する修正案について説明させていただきます。続いて、お手元の資料8をお願いいたします。

こちらは、第2回の分科会にてお示しさせていただきました、議会からの意見に対する修正案等になります。資料に記載しております議会からの意見につきましては、解釈の齟齬を防止する観点から、いただいたご意見内容をそのまま記載しております。

なお、本資料につきましては、項目のボリュームもありますので、ここでは修正を施すものを中心に説明をさせていただきます。

全部で3点ございます。

はじめに、1ページのNo.7をお願いします。

こちらは、先ほど資料7-3でもご説明いたしましたが、議会からもヤングケアラーに関する意見を頂戴しましたので、先ほどの資料7-3と同様に修正を行います。

続いて、4ページのNo.26をお願いします。

基本計画15ページの「重点戦略4：誰もが活躍できる社会の形成」の方向性1を対象にした意見となります。

内容としましては、主な取組に、在宅生活を継続していくための生活支援体制の整備を追記してはどうか、というご意見でした。

このご意見を受けて、修正案等に記載のとおり、「在宅医療、介護を一体的に提供できる体制の構築」を削除し、「地域包括支援センターの機能強化」と、「多職種協働による地域課題の共有と自立支援」を追記いたしますが、こちらは、前回の分科会の際に報告しました、第1回の分科会で挙げましたご意見に対する修正内容を踏襲したものになります。

また、具体的な施策に当たる、基本計画51ページの「442 高齢者への支援」①でも、地域のつながりや支え合いの中で住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、後段の文章を「福祉サービスや見守り体制等、生活支援体制の充実を図ります。」に修正します。

最後に、最終ページの9ページのNo.76をお願いします。

基本計画52ページの「4-5 障害児・者福祉」を対象にした意見となります。

内容としましては、52ページにあります施策の背景の一番上の課題に、「人材確保」に関する文言を追記してはどうか、というご意見でした。

本市としましては、人材確保は福祉サービス事業所と連携して取り組まなければならない課題と認識しておりますので、課題への追記はいたしません。関連施策として、53ページに記載の「451 地域生活支援の充実」に⑤として、新たに、「事業所の人材育成、人材確保に向けた取組の支援を行います。」の文章を項目として追加することといたします。

以上で、議会からの意見を踏まえて修正を施すものについての説明となります。よろしくをお願いします。

分科会長 当分科会に関する3点の修正がこれで良いかどうかということと、何か資料8のところでご質問などがあるかどうかということですね。まずは、修正の文言に関してはいかがでしょうか。ご質問などがあればお願いします。

人材確保に関しては、52ページの「4-5 障害児・者福祉」が一番関わってくるということですね。高齢者も障害者も、あるいはもしかしたら子育て支援なども、人材確保に関わってくるかもしれないですね。

事務局 今回、対応したのは障害児・者福祉の部分で、福祉総務課が所管しています。障害児・障害者に関連する事業所の人材確保を指しています。

高齢者に関しては、51 ページの「444 介護サービスの充実」ということで、事業所の人材育成、人材確保の支援を盛り込んでいます。

分科会長 高齢者福祉は既に記載があつて、障害児・者福祉には記載がなかったということですね。

ご意見やご質問などがなければ、この3点の修正に関してはこれで良いということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし

分科会長 では、お認めいただいたということで、そのほか、皆様からご意見やご質問はございますか。

委員 確認ですが、48 ページの「4-3 地域福祉」の中で、「地域福祉に関するボランティア活動に参加している市民の割合」という目標値が15%とありますが、全市民の15%ということですか。

事務局 そうですね。この指標は2年に一度実施する市民意識調査で測りますが、18歳以上の市民から、5,000人を対象として実施し、結果を統計的に算出して10年後の目標値達成を目指して施策展開するという事です。

委員 大学生のボランティア、もしくは働いている人のボランティアも含めての比率ですね。

委員 私はこの項目だけが突出して低すぎると思います。

地域のお祭りへの参加など、もう少し広い意味でボランティアを扱ってはいかがでしょうか。

事務局 市民意識調査の設問が「現在、地域福祉に関するボランティア活動に参加している」に「はい」、「いいえ」というように回答するのですが、例示として「高齢者や障害者への支援など」と頭出しをしていることで、対象が絞られているのかもしれませんが。

委員 間違えられがちですが、福祉というのは高齢者とか障害者だけでなく、「みんなが幸せになることと、みんなが豊かになること」なので、そういう捉え方をしないとこの数字は低いままだと思います。

事務局 ボランティアというくくりでは先ほどの設問以外に「ボランティアや地域活動、自主活動に参加したことがある」という問いがあつて、そこには「自治会活動、防犯活動、環境美化活動など」という例示があります。

それについては、直近ですと 43.5%となっており、福祉に特化すると、その比率が下がるということです。

委員 現在の設問は、障害福祉、高齢者福祉という捉え方なのに、それを含めたボランティア活動全体での目標値が 15%なのかと誤ってしまいます。

委員 こういう感じなので、民生委員や保護司の成り手が見つからず、本当に苦労しています。

事務局 58 ページの「4-8 共存・協働」で、ボランティアという文言が出てくるのですが、地域活動やボランティア活動が活発であると思う市民の割合を指標にしていますが、まちのあり方、現状としてどう感じるかという観点です。

委員 59 ページの「483 市民活動・地域活動の推進」①に「市民活動や地域活動を活性化するための補助金を交付し」と書いてありますがどの程度の補助金を想定しているのでしょうか。

先ほどお話した、民生委員や保護司への費用は多少ありますが、「どの程度、貰えるのか」と言われても、民生委員は経費を含めて年 13 万円程度では、説得にお願いできる額ではないのが現状です。

委員 定年に達していても、民生委員や保護司をしていただいているのが現状です。

民生委員でも、担当の地区によって忙しい人とそうでない人の差が大きいことは事実ですし、企業における定年退職の年齢が上がったことで地域での活躍の時期が遅くなってしまうことも課題です。

委員 最近では、65 歳を過ぎて 70 歳くらいまで働くという人が多く、そうになると、ますますボランティア活動に参加する人が減ってしまうという傾向にあります。

事務局 総合計画では方向性を示しています。ボリュームについては、予算化する過程で検討し、「どの程度が適切なのか、どのくらいの要望があるか」ということを精査しながら決めていきたいと思えます。

委員 「地区長になりたいなあ」と思ってくれる人が増えれば良いと思いますが、実際にはやるのは嫌だという人が多いです。

委員 役員をやられている方は、ボランティア精神が旺盛で立派な方が多いのですが、成り手が少ないとか、役職がつくと嫌だという人が多いのは

どの団体でも同じですね。

分科会長 皆さんがお話されているような問題は、地区もそうですし、ボランティアサークルなどでも同じで、継続するのが大変ですよ。

委員 子どもの時からの教育や地域のつながりに頼るところが大きいですね。同級生に役員を頼まれると断れないというような、人的なつながりで成り立っています。

小垣江は、割と田舎の要素が強く、子ども会や婦人会、青年団、消防団もありますし、神社の総代、お寺のつながりも非常に強く、地域に根差した社会になっています。

一方で、集合団地とかマンションが建ち始めると、誰が住んでいるかわからない、隣の人を全く見たこともないという人も結構増えてきました。

委員 小学校、中学校で、名簿を作成しなくなっていますし、そうすると、皆、卒業して都会に行くと、住所も把握できなくなってしまう。

分科会長 先ほどのお話で「地域福祉に関するボランティア活動に参加している市民の割合」というところについてのご質問でしたけれども、KPIとしては、このまま続けていくということですね。

事務局 市としてこれをひとつの指標にしていきたいと考えています。地域福祉がどれだけ進んでいるかというところを表すものさしとして利用していきたいと思っています。

過去の経緯を確認すると、数値が高かったのは2010年の9.6%で、ここ10年間で7~10%の範囲で増減している状況です。ですので、15%でもかなりチャレンジングな目標設定であると考えています。

委員 もっと広い意味でのボランティアという言葉を変えれば良いのではないのでしょうか。高齢者や障害者だけを対象として限定するのはいかなるものなのでしょうか。

民生委員や社会福祉協議会の委員会での資料も、これに近い数字で、市民意識の低さが目立ちます。

事務局 地域活動とか市民活動というのは別の施策で指標として掲げています。ここでは地域福祉という施策のKPIとして、高齢者や障害者への支援が中心になると思います。

ここに環境美化とか、防犯とか、自治会ということを加えると、かな

り幅広くなってずれてきてしまうという印象があります。

委員 私としては、地域福祉には防犯とかも全部含まれているという認識です。そのため、「高齢者・障害者福祉に関するボランティア活動」といった表記にした方が良いと思います。

分科会長 地域福祉には、高齢者や障害者はもちろん、子どものこと、お隣への目配りも入ってくると思います。そう考えると、「地域福祉のボランティア」という認識が広まっていないので、地域福祉のボランティアとはどういうことなのかを広めていくと指標を高められるのではないのでしょうか。

指標を原案のとおりにしても良いですが、進め方として「地域福祉とは何か」を啓発すると良いかも知れません。

事務局 現状値と目標値で指標の内容がずれるのはおかしいので、変えるなら別の指標を持ってくるというのが一つの方法です。もう一つの方法は、指標のもととなる設問が、高齢者や障害者への支援を中心としていることを分かりやすくするため、「地域福祉に関するボランティア活動に」というところに、「高齢者や障害者への支援など」を書き加えるということが考えられます。

指標をコントロールするのではなく、何が市民にとって大事かというあるべき姿を描き、進捗状況を測れないといけないと思います。

分科会長 ですから、地域福祉に関する指標を、どのように目標値に近づけるかを、それぞれ皆で考えるということになります。

事務局の提案ですと、「高齢者や障害者への支援など地域福祉に関するボランティア活動に参加している市民の割合」と書くということです。

修正のご意見をふまえ、そのように修正していただくとよろしいのではないのでしょうか。

全委員 異議なし

分科会長 以上でよろしいでしょうか。

これで、今回の分科会の審議を終わりたいと思います。本日、ご了承いただいた内容を、次回の総合計画審議会にて報告させていただきます。

なお、言い回しや字句等の修正などにつきましては、事務局に一任することによろしいでしょうか。

その他

事務局 只今、佐野分科会長からありましたとおり、本日の審議を踏まえ、事務局にて修正案を検討し、ご提示させていただきます。

今回をもちまして、分科会による検討は全て終了とさせていただきます、次回は再び、全委員さんにご出席をお願いさせていただき、第5回総合計画審議会となります。開催の日時等でございますが、9月12日（月曜日）午前10時から、市役所1階にあります、101会議室において開催させていただきます。

次回の審議会では、本日までの各分科会における検討結果について報告させていただいた後、本日と同様に、基本構想（案）に対する議会からの意見への修正案に関する審議などを含め、10月に予定しています、パブリックコメントを実施する総合計画（案）について審議いただくことを予定していますので、よろしくをお願いします。

分科会長 事務局からの説明にありましたとおり、今回をもちまして、分科会は全て終了となります。これまで、3回に亘って円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以上をもちましては、第3回の分科会を終了いたします。長時間に亘り、お疲れ様でした。